

二 指定の目的 水源のかん養
三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヲ子若六の二・七・七の一・七の二・八・八の一・八の二・九・九の一・九の二

(以上十筆について次の図に示す部分に限る。)、字ム子ノ谷一、字丑ガフチ一四、一四の一、一四の二、字ノセ二八の一・二八の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字カノド三三、三三の二(次の図に示す部分に限る。)、字谷坂三五・三六・三八(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百五十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。
平成二十四年四月十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

(一) 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県長浜市(国有林、次の図に示す部分に限る。)、高島市・長浜市(以上二市について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(三) 変更後の指定実施要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(2) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百五十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。
平成二十四年四月十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県甲賀市信楽町上朝宮字杉ヶ谷八九九から九〇三まで、九〇九

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定実施要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
二(一) 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県高島市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定実施要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第九百五十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。
平成二十四年四月十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県甲賀市信楽町上朝宮字杉ヶ谷八九九から九〇三まで、九〇九

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定実施要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁告示第八号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社サムライネットワークから、登録調査機関の名称及び調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十四年四月十日

特許庁長官 岩井 良行

登録番号 変更新後の登録調査機関の名称
第十九、二十号 株式会社みらい知的財産技術研究所

変更新後の調査業務を行う事務所の所在地 東京都新宿区本塩町8番地1 パーシモンビル2F

○特許庁告示第九号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。
平成二十四年四月十日

特許庁長官 岩井 良行

登録番号 登録年月日
第四号 平成二十四年四月一日

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
テクノサーチ株式会社
愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号
代表取締役社長 磯部 克

登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分の名称
十六 先行技術調査(繊維包装機械)

登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地
テクノサーチ株式会社
愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号

○国土交通省告示第四百三十号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同法第四項の規定により、八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業の事業計画の変更(第二回)について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により次のとおり告示する。
平成二十四年四月十日

国土交通大臣 前田 武志

縦覧開始の日 平成二十四年四月十一日
(縦覧期間二週間)
一 縦覧場所 千葉県八千代市緑が丘一―千二百一十一―三 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉中部開発事務所
二 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第四百三十一号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同法第四項の規定により、研究学園都市計画事業壹丸一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更(第三回)及び事業計画の変更(第三回)について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により次のとおり告示する。
平成二十四年四月十日

国土交通大臣 前田 武志

縦覧開始の日 平成二十四年四月十一日
(縦覧期間二週間)
一 縦覧場所 茨城県つくば市花鳥新田一番地五
独立行政法人都市再生機構壹丸連絡事務所
二 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで

○特許庁告示第九号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。
平成二十四年四月十日

特許庁長官 岩井 良行

登録番号 登録年月日
第四号 平成二十四年四月一日

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
テクノサーチ株式会社
愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号
代表取締役社長 磯部 克

登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分の名称
十六 先行技術調査(繊維包装機械)

登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地
テクノサーチ株式会社
愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号

○国土交通省告示第四百三十号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同法第四項の規定により、八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業の事業計画の変更(第二回)について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により次のとおり告示する。
平成二十四年四月十日

国土交通大臣 前田 武志

縦覧開始の日 平成二十四年四月十一日
(縦覧期間二週間)
一 縦覧場所 千葉県八千代市緑が丘一―千二百一十一―三 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉中部開発事務所
二 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第四百三十一号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同法第四項の規定により、研究学園都市計画事業壹丸一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更(第三回)及び事業計画の変更(第三回)について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により次のとおり告示する。
平成二十四年四月十日

国土交通大臣 前田 武志

縦覧開始の日 平成二十四年四月十一日
(縦覧期間二週間)
一 縦覧場所 茨城県つくば市花鳥新田一番地五
独立行政法人都市再生機構壹丸連絡事務所
二 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで